

許可基準の解釈

この許可基準の解釈は、条例施行規則第7条に規定する許可基準の内容を具体的に示すものである。

【条例施行規則第7条第1号】

事業区域に第3条第1号、第2号及び第4号に掲げる区域のいずれかが含まれる場合は、申請に係る太陽光発電施設の設置により、設置規制区域内において想定される土砂災害その他の災害の発生を助長するおそれがないことが明らかであると認められること。

- (1) 事業区域又はその周辺地域へ影響を及ぼす土砂の流出又は崩壊その他の災害を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）その他関係法令の規定に準じて定める次の基準を満たしていること。
- イ 次に該当する場合は、土砂の流出又は崩壊その他の災害を防止する観点から、擁壁の設置その他法面崩壊防止の措置を適切に行うものであること。
- (イ) 切土、盛土又は捨土により法面（勾配が30度を超えるもの）が生ずる場合（ただし、その勾配、地質、土質及び高さからみて崩壊のおそれがない場合又は周辺の土地利用の状況等により擁壁の設置の必要がない場合は、この限りでない。）
- (ロ) 太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合（なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、必要に応じて、適切な措置を行うこと。）
- ロ イにより設置する擁壁の構造は、安定計算等により、その安定性が確認されたもの及び当該擁壁の裏面の排水を良くするための水抜穴及び透水層が設けられているものであること。
- ハ 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること。また、切土、盛土又は捨土が行われた後に法面が生ずる場合に当たっては、当該法面の構造が、小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に行われているものであること。
- ニ 事業区域内の法面（切土、盛土又は捨土により生じた法面のほか、事業区域内に既に存在する法面も含む）のほか、自然斜面を利用する場合には、洗堀や雨裂による土砂流出を防止するため、法面保護が行われているものであること。
- (2) 事業区域内の雨水等が適切に排出されるよう、森林法、宅地造成等規制法その他関係法令の規定に準じて定める次の基準を満たしていること。
- イ 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう、必要な排水施設が設置されているものであること。
- ロ 事業区域内の排水施設は、事業区域の規模、地形、降水量等から想定される雨水等を有効に排出される勾配及び断面を有するものであること。
- ハ 事業区域内の排水施設は、堅固で耐久性を有し、漏水が最小限度となるよう措置されるものであるとともに、維持管理が容易な構造であること。また、土砂の流出を防止するための泥溜めなどが適切に設置されるものであること。
- ニ 太陽光発電施設の設置によって、周辺地域の浸水被害が発生するおそれがある場合には、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池が設置されるものであること。

(3) 事業区域内に設置する太陽光発電施設が、電気事業法に基づく、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令(令和3年経済産業省令第29号)」で定める技術基準(支持物・地盤)に適合した設計であり、施設の構造等の安全性が確保されているものであること。

【条例施行規則第7条第2号】

事業区域に第3条第3号に掲げる区域が含まれる場合は、次のいずれかを満たすと認められること。

- イ 設置規制区域内において想定される土砂災害その他の災害による太陽光発電施設の損壊等のおそれがないことが明らかであること。
- ロ 設置規制区域内において想定される土砂災害その他の災害による太陽光発電施設の損壊等が生じた場合においても、人的被害、人家等への建物被害、避難経路の遮断又は避難施設等への被害のおそれがないことが明らかであること。

(1) イについては、土砂災害特別警戒区域等の情報、地形図、土地条件図等を用いた資料調査及び地盤調査等の事前調査結果を基に、想定される土砂災害等のリスク及びその対応方針が明確に示され、事業区域内の安全性を高める対策工事及び施設の構造等の安全性が確保されているものであること。

(2) ロについては、土砂災害特別警戒区域等の情報、地形図、土地条件図等を用いた資料調査及び地盤調査等の事前調査結果を基に、想定される土砂災害等のリスク及びその対応方針が明確に示され、施設の損壊等が生じた場合においても公衆の安全が確保されているものであること。

【条例施行規則第7条第3号】

太陽光発電施設の設置に当たり関係法令等による許認可等を必要とする場合は、当該許認可等を受けている者であること。

(1) 設置規制区域内において、次の許可を必要とする場合はその許可を受けている者であること。

- イ 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項に規定する知事の許可
- ロ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項に規定する知事の許可
- ハ 砂防指定地等管理条例(平成15年宮城県条例第42号)第5条第1項に規定する知事の許可

(2) その他太陽光発電施設の設置に当たり必要な許認可等を受けている者であること。